青森市指定障害福祉サービス事業者　自主点検表・指導調書

【指定生活介護・指定自立訓練】

|  |  |
| --- | --- |
|  | （自主点検表作成日：　令和　　　年　　　月　　　日　） |
| 事業者名（法人等） |  | 事業所名 |  |
| 指定サービス種類 | 生活介護　／　自立訓練（機能訓練）　／　自立訓練（生活訓練）　／　宿泊型自立訓練　　※該当箇所に ”○“  |
| 記入者・担当者 | （ 職名 ） |  | （ 氏名 ） |  |
| E-mailアドレス |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　年　　　月　　　日　 |

■記載上の注意

・【４事業共通】は全事業所、【指定○○○○】については該当するサービスの指定を受けている事業所が対象となります。

・【４事業共通】の項目中の「指定サービス」は、必要に応じて各事業所の該当サービス（指定生活介護等）に読み替えてください。

・共生型障害福祉サービスを行っている事業者は、対応する指定事業の項目を参照してください。（例．共生型生活介護→指定生活介護）

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

■用語の略称

・条例：青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）

・施設基準条例：青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第76条）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平18厚告第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

・平18厚告第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

・平18厚告第544号：指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

・平18厚告第556号：厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

・平21厚告第176号：厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）

青森市　R5.7.5改定

第１　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　基本方針 | 【４事業共通】（１）利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | ・条例第4条第3項 | □適□不適 |
| 【指定生活介護】（３）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、その提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第80条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）】（４）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一年六月間（頸(けい)髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、三年間）にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、その提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第143条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（５）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、二年間（長期間の入院その他これに類する事由のある障害者にあっては、三年間）にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、その提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第154条 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（６）事業者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | □適□不適 |

第２　人員に関する基準（※１～４は、共生型障害福祉サービスは対象外です）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　医師 | 【指定生活介護】（１）医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置しているか（嘱託医の確保による対応も可）。 | ・条例第81条 | □適□不適□該当なし |
| ２　看護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員 | 【指定生活介護】（１）看護職員（保健師、看護師、准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに常勤換算方法で、下記の平均障害支援区分に応じて配置しているか、①平均障害支援区分が4未満　　　　　利用者の数を6で除した数以上②平均障害支援区分が4以上5未満　　利用者の数を5で除した数以上③平均障害支援区分が5以上　　　　　利用者の数を3で除した数以上※利用者の数：前年度の平均値（新規に開始するにあっては推定値）。以下同じ。※平均障害支援区分：{（2×区分2の利用者）＋ ・・・ ＋（6×区分6の利用者）}÷総利用者数 | ・条例第81条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）看護職員は、指定生活介護の単位ごとに1人以上配置しているか。 | ・条例第81条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（３）理学療法士又は作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数を配置しているか。※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士）を置くことができる。 | ・条例第81条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（４）生活支援員は、指定生活介護の単位ごとに1人以上配置しているか。また1人以上は常勤としているか（多機能型で総定員が20人未満の場合は、多機能型事業所において1人以上常勤）。 | ・条例第81条、第203条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）】（５）看護職員（保健師、看護師、准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上配置しているか。 | ・条例第144条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）】（６）看護職員は指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに1人以上配置しているか。また1人以上は常勤としているか（多機能型で総定員が20人未満の場合は、多機能型事業所において1人以上常勤）。 | ・条例第144条、第203条第1項 | □適□不適□該当なし |
| ２　看護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員 | 【指定自立訓練（機能訓練）】（７）理学療法士又は作業療法士は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに1人以上配置しているか。※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、機能訓練指導員（日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士）を置くことができる。 | ・条例第144条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）】（８）生活支援員は指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに1人以上配置しているか。また1人以上は常勤としているか（多機能型で総定員が20人未満の場合は、多機能型事業所において1人以上常勤）。※事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合にあっては、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員の配置も1人以上必要。 | ・条例第144条、第203条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（９）生活支援員（健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置く場合にあっては、生活支援員と看護職員の総数）は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに常勤換算方法で、宿泊型自立訓練以外の利用者を6で除した数と宿泊型自立訓練の利用者を10で除した数の合計以上配置しているか。また1人以上は常勤としているか（多機能型で総定員が20人未満の場合は、多機能型事業所において1人以上常勤）。※事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合にあっては、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員の配置も1人以上必要。 | ・条例第155条、第203条第1項 | □適□不適□該当なし |
| ３　地域移行支援員 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）地域移行支援員は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置しているか。 | ・条例第155条 | □適□不適□該当なし |
| ４　サービス管理責任者 | 【４事業共通】（１）事業所（多機能型の場合は、当該事業所を一の事業所であるとみなす）ごとに、利用者の数が60人以下の場合は1人、61人以上の場合は1に60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えた人数以上の者をサービス管理責任者（原則として専従であること。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）として配置しているか。（このうち、1人以上は常勤。指定宿泊型自立訓練事業所においては、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。）※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の17（１）～（３）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第81条、第144条、第155条、第203条第2項 | □適□不適 |
| ４　サービス管理責任者 | 【４事業共通】（２）サービス管理責任者は、次の①及び②の資格要件のいずれも満たしているか。①次の1)から3)のいずれかの実務経験を積んでいる者（実務経験者）。1)ア及びイ－１の期間が通算して5年以上である者2)イ－２の期間が通算して8年以上である者3)ア及びイの業務に3年以上かつ下記の国家資格による業務に3年以上従事する者ア　下記の相談支援の業務に従事した期間ⅰ　施設等において相談支援業務に従事する者ⅱ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者ⅳ　次のいずれかに該当する者で、医療機関等において相談支援に従事する者・社会福祉主事任用資格を有する者　・相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者・下記の国家資格を有する者　・ⅰ～ⅲに従事した期間が1年以上である者ⅳ　これらに準ずる者イー１　社会福祉主事任用資格者等が次の直接支援業務の業務に従事した期間イ－２　社会福祉主事任用資格者等でない者が次の直接支援業務に従事した期間ⅰ　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者ⅱ　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における職業教育の業務に従事する者ⅳ　これらに準ずる者②サービス管理責任者更新研修修了者（サービス管理責任者実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、サービス管理責任者更新研修修了者とみなす）。※国家資格：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士※社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員※旧サービス管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者とみなす。※①の実務経験者が令和4年3月31日までにサービス管理責任者基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者とみなす。※やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた事業所等においては、当該事由の発生した日から1年間は①の実務経験者が②の要件を満たしているものとみなす。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適 |
| ５　管理者 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに、専らその業務に従事する常勤の管理者を1名配置しているか。また、次の①～③の資格要件のいずれかを満たしているか。①社会福祉主事資格要件を有する者②社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者③社会福祉施設長認定講習会を修了した者※原則として専従であること。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。①当該事業所のサービス管理責任者又は従業者②他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者（特に当該事業所の管理業務に支障がない場合） | ・条例第81条第1項第1号、第144条第1項第1号、第155条第1項第1号・条例第53条（準用）、第145条 | □適□不適 |
| ６　従たる事業所を設置する場合の特例 | 【４事業共通】（１）従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専従となっているか。 | ・条例第82条 | □適□不適□該当なし |

第３　設備に関する基準（※共生型障害福祉サービスは対象外です）

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備 | 【４事業共通】（１）訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。また、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。※専用が原則だが、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。また、多機能型においてはサービスの提供に支障をきたさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の多機能型事業所の設備を兼用できる。 | ・条例第84条第1項、第4項、第157条第1項、第5項、第204条 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。また、訓練又は作業に必要な機会器具を備えているか（複数種類の活動を行う場合には、それぞれの活動ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要がある）。 | ・条例第84条第2項第1号、第157条第2項第1号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）相談室は、室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等が設けられているか。※利用者の支援に支障がない場合は、多目的室として兼用することができる。 | ・条例第84条第2項第2号、第3項、第157条第2項第2号、第4項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）洗面所・便所は、利用者の特性に応じたものとなっているか。 | ・条例第84条第2項第3号、第4号、第157条第2項第3号、第4号 | □適□不適 |
| 【指定宿泊型自立訓練】（５）居室の定員は1人となっているほか、居室の面積は収納設備等を除き、7.43平方メートル（4.5畳）以上となっているかまた、浴室は利用者の特性に応じたものとなっているか。 | ・条例第157条第3項 | □適□不適□該当なし |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | 【４事業共通】（１）利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。（同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） | ・条例第11条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）利用契約をしたときは、障害の特性に配慮しつつ、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。※社会福祉法第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項四　その他厚生労働省令で定める事項２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第11条第2項（準用） | □適□不適 |
| ２　契約支給量の報告等 | 【４事業共通】（１）サービス提供及び変更に当たり、受給者証記載事項（事業者名、事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者証に記載しているか。 | ・条例第12条第1項、第4項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）契約支給量の総量は、支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | ・条例第12条第2項、第4項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）利用契約をしたとき、及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項等を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | ・条例第12条第3項、第4項（準用） | □適□不適 |
| ３　提供拒否の禁止 | 【４事業共通】（１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。※正当な理由①当該事業所の現員からは利用申し込みに対応しきれない場合②申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合③主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合④入院治療が必要な場合 | ・条例第13条（準用） | □適□不適 |
| ４　連絡調整に対する協力 | 【４事業共通】（１）サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第14条（準用） | □適□不適 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 【４事業共通】（１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業者を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第15条（準用） | □適□不適□該当なし |
| ６　受給資格の確認 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第16条（準用） | □適□不適 |
| ７　介護給付費等の支給の申請に係る援助 | 【４事業共通】（１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費等の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）支給期間の終了に伴う介護給付費等の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| ８　心身の状況等の把握 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第18条（準用） | □適□不適 |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第2項（準用） | □適□不適 |
| 10　身分を証する書類の携帯 | 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。※身分証には指定事業所び名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能を記載するのが望ましい。 | ・条例第20条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 11　サービスの提供の記録 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか。 | ・条例第21条第1項（準用）、第158条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定宿泊型自立訓練】（２）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（利用者負担額等の伝達事項）を記録しているか。※後日一括して記録することも可能。 | ・条例第158条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第21条第2項（準用）、第158条第3項 | □適□不適 |
| 12　支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | 【４事業共通】（１）利用者負担額以外に支給決定障害者に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。（あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。） | ・条例第22条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者から同意を得ているか。※１３の（１）から（３）はこの限りではない。 | ・条例第22条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | 【４事業共通】（１）法定代理受領による場合、支給決定障害者から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第85条第1項、第148条第1項、第159条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | ・条例第85条第2項、第148条第2項、第159条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | 【４事業共通】（３）（１）及び（２）のほか、サービスを提供する場合に、支給決定障害者から受領できる次の費用について、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。①食事の提供に要する費用②創作的活動に係る材料費（指定生活介護のみ）③日用品費④光熱水費（指定宿泊型自立訓練のみ）⑤居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用（指定宿泊型自立訓練のみ）⑥上記のほか、サービス提供に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | ・条例第85条第3項、第4項、第6項、第148条第3項、第4項、第6項、第159条第3項、第4項、第5項、第7項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（４）（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第85条第5項、第148条第5項、第159条第6項 | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理 | 【４事業共通】（１）他事業所の利用者負担額も含め、利用者負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、障害福祉サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正か。 | ・条例第24条（準用）、第159条の2  | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第24条（準用）、第159条の2  | □適□不適□該当なし |
| 15　介護給付費等の額に係る通知等 | 【４事業共通】（１）法定代理受領により市町村から介護給付費等を支給された場合、支給決定障害者に対しその額を通知しているか。 | ・条例第25条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費等の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しているか。 | ・条例第25条第2項（準用） | □適□不適 |
| 16　取扱方針 | 【４事業共通】（１）サービス提供にあたっては、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | ・条例第60条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項（個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等）について、理解しやすいように説明しているか。 | ・条例第60条第2項（準用） | □適□不適 |
| 17　個別支援計画の作成 | 【４事業共通】（１）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | ・条例第61条第1項、第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。また、面接を行う際には、利用者に対して面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ているか。 | ・条例第61条第3項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記の事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。①利用者及びその家族の生活に対する意向②総合的な支援の方針③生活全般の質を向上させるための課題④サービスの目標及びその達成時期⑤サービスを提供する上での留意事項等⑥事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携 等 | ・条例第61条第4項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について担当者等に意見を求めるための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催しているか。 | ・条例第61条第5項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（５）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又はその家族に対し内容を説明した上で文書により同意を得ているか。また、個別支援計画を作成した際は、計画を交付しているか。 | ・条例第61条第6項、第7項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（６）サービス管理責任者は、計画作成後においても、計画の実施状況を把握し（モニタリング）、少なくとも指定生活介護（読み替え不要）においては6月に1回以上、指定自立訓練においては3月に1回以上計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。また、計画の変更のあった場合、（１）から（５）に準じて取り扱っているか。 | ・条例第61条第8項、第10項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（７）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行い、特別の事業がない限り、定期的に利用者に面接し、モニタリング結果を記録しているか。 | ・条例第61条第9項、（準用） | □適□不適 |
| 18　サービス管理責任者の業務 | 【４事業共通】（１）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、下記の業務を行っているか。①利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行う。③他の従業者に対して、サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行う。 | ・条例第62条（準用） | □適□不適 |
| 19　相談及び援助 | 【４事業共通】（１）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | ・条例第63条（準用） | □適□不適 |
| 20　介護  | 【指定生活介護】（１）利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | ・条例第86条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。また、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | ・条例第86条第2項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（３）（１）、（２）のほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | ・条例第86条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（４）常時一人以上の従業者を介護に従事させているか。 | ・条例第86条第5項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（５）利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | ・条例第86条第6項 | □適□不適□該当なし |
| 21　生産活動 | 【指定生活介護】（１）生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。 | ・条例第87条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。また、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | ・条例第87条第2項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 21　生産活動 | 【指定生活介護】（３）生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | ・条例第87条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 22　工賃の支払 | 【指定生活介護】（１）生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | ・条例第88条 | □適□不適□該当なし |
| 23　訓練 | 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（１）利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。また、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | ･条例第149条第1項、第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（２）常時一人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | ･条例第149条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（３）利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | ･条例第149条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 24　地域生活への移行のための支援 | 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（１）利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。 | ･条例第150条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（２）利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間（少なくとも6月以上の間）、定期的な連絡、相談等を行っているか。 | ･条例第150条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 25　職場への定着のための支援の実施 | 【４事業共通】（１）利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | ・条例第88条の2第1項 | □適□不適□該当なし |
| 25　職場への定着のための支援の実施 | 【４事業共通】（２）利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | ・条例第88条の2第2項 | □適□不適□該当なし |
| 26　緊急時等の対応 | 【４事業共通】（１）現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。また、緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保しているか。  | ・条例第30条第1項、第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第30条第2項（準用） | □適□不適 |
| 27　食事 | 【４事業共通】（１）あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | ・条例第89条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。また、食事の調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。 | ・条例第89条第2項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）食事の提供を行う場合であって、当該事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | ・条例第89条第4項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 28　健康管理 | 【４事業共通】（１）常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | ・条例第90条 | □適□不適 |
| 29　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 【４事業共通】（１）支給決定障害者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①偽りその他の不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。②正当な理由なしに指定サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 | ・条例第91条 | □適□不適□該当なし |
| 30　管理者の業務 | 【４事業共通】（１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、従業者に条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第69条（準用） | □適□不適 |
| 31　運営規程 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④利用定員⑤指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑥通常の事業の実施地域⑦サービスの利用に当たっての留意事項⑧緊急時等における対応方法及び連絡体制⑨非常災害対策⑩事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑫その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。※出張所、従たる事業所を設ける場合も、それぞれの項目について位置づけが必要。 | ・条例第92条 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）運営規程を従業者及び利用者に周知しているか。 | ・条例第92条 | □適□不適 |
| 32　勤務体制の確保等 | 【４事業共通】（１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・条例第71条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。※調理業務、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については第三者への委託等も可能。 | ・条例第71条第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・条例第71条第3項（準用） | □適□不適 |
| 32　勤務体制の確保等 | 【４事業共通】（４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第71条第4項（準用） | □適□不適 |
| 33　業務継続計画の策定等 | 【４事業共通】（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第3項（準用） | □適□不適 |
| 34　定員の遵守 | 【４事業共通】（１）利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | ・条例第72条（準用） | □適□不適 |
| 35　非常災害対策 | 【４事業共通】（１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に当該事業所の従業者及び利用者に周知しているか。※非常災害に関する具体的な計画：消防法施行規則に規定する消防計画（準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（消防計画のみを指すものではないことに注意すること）※詳細は、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照。 | ・条例第73条第1条（準用） | □適□不適 |
| 35　非常災害対策 | 【４事業共通】（２）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | ・条例第73条第2条（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | ・条例第73条第3条（準用） | □適□不適 |
| 36　衛生管理等 | 【４事業共通】（１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | ・条例第93条第1項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備③従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第93条第2項 | □適□不適 |
| 37　協力医療機関 | 【４事業共通】（１）あらかじめ協力医療機関を定めているか。※指定事業所から近距離にあることが望ましい。 | ・条例第94条 | □適□不適 |
| 38　掲示 | 【４事業共通】（１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、37の協力医療機関その他利用者申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・条例第95条 | □適□不適 |
| 39　秘密保持等 | 【４事業共通】（１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第38条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第38条第2項（準用） | □適□不適 |
| 39　秘密保持等 | 【４事業共通】（３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第38条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 40　情報の提供等 | 【４事業共通】（１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | ・条例第39条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・条例第39条第2項（準用） | □適□不適 |
| 41　利益供与等の禁止 | 【４事業共通】（１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第40条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第40条第2項（準用） | □適□不適 |
| 42　苦情解決 | 【４事業共通】（１）利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。 | ・条例第41条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第41条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 42　苦情解決 | 【４事業共通】（３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第41条第3項、第4項、第5項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・条例第41条第6項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。※社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第41条第7項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 43　事故発生時の対応 | 【４事業共通】（１）利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第42条第1項（準用） | □適□不適 |
| 43　事故発生時の対応 | 【４事業共通】（２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第42条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第42条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 44　会計の区分 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに経理を区分するとともに、各事業ごとに会計を区分しているか。※多機能型事業所においても、事業ごとの区分が必要となる。 | ・条例第43条（準用） | □適□不適 |
| 45　身体拘束等の禁止 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第37条の2第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※本項目に規定されている事項が記録されていない場合、第7の15の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②身体拘束等の適正化のための指針の整備③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第7の15の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第3項（準用） | □適□不適 |
| 46　虐待の防止 | 【４事業共通】（１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第42条の2（準用） | □適□不適 |
| 47　地域との連携等 | 【４事業共通】（１）その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・条例第77条（準用） | □適□不適 |
| 48　記録の整備 | 【４事業共通】（１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から5年間保存しているか。①11（１）及び（２）のサービス提供記録②個別支援計画③29（１）の利用者（支給決定障害者）に関する市町村への通知に係る記録④45（２）の身体拘束等に関する記録⑤42（２）の苦情の内容等の記録⑥43（２）の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | ・条例第78条（準用）、第160条 | □適□不適 |
| 49　電磁的記録等 | 【４事業共通】（１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第212条第2項 | □適□不適□該当なし |

第５　共生型障害福祉サービスに関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　共生型事業を行う事業者等の基準 | 【指定生活介護】（１）指定児童発達支援事業者等が共生型サービスを実施する際に、以下の基準を満たしているか。①指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援等を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における、当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。②共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | ・条例第96条の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（２）指定通所介護事業者等が共生型サービスを実施する際に、以下の基準を満たしているか。①指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型サービスの利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。②指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。③共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | ・条例第96条の3、第151条の2、第161条の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（３）指定通所介護事業者等が共生型サービスを実施する際に、以下の基準を満たしているか。①指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。②指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

③指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。④指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における、指定地域密着型サービス基準条例第84条若しくは第194条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条に規定する基準を満たしていること。⑤共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。※指定地域密着型サービス基準条例…青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年青森市条例第10号）※指定地域密着型介護予防サービス基準条例…青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年青森市条例第11号） | ・条例第96条の4、第151条の3、第161条の3 | □適□不適□該当なし |

第６　変更の届出等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　変更の申請 | 【指定生活介護】（１）事業所の定員を増加しようとするとき、事前に市長に申請しているか。 | ・法第37条第1項・法施行規則第34条の22 | □適□不適□該当なし |
| ２　変更の届出 | 【４事業共通】（１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）⑧当該申請に係る事業に係る介護給付費等の請求に関する事項 | ・法第46条第1項・法施行規則第34条の23 | □適□不適□該当なし |

第７　介護給付費等の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費等基本的事項 | 【４事業共通】（１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）利用者が当該サービス以外の障害福祉サービスを受けている間に、介護給付費等を算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注9・平18厚告第523号別表第10の1の注4の3・平18厚告第523号別表第11の1の注7 | □適□不適□該当なし |
| ２　生活介護サービス費 | 【指定生活介護】（１）生活介護サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して指定サービスを行った場合に、利用定員（多機能型事業所である指定事業所にあっては、一体的に事業を行う当該多機型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。）及び障害支援区分に応じ（⑤に該当する場合にあっては、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定しているか。①施設入所者のうち、区分4（50歳以上の者にあっては、区分3）以上に該当するもの②施設入所者以外の者のうち、区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以上に該当するもの③別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者であって、区分3（50歳以上の者にあっては、区分2）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの④別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者以外の者であって、区分2（50歳以上の者にあっては区分1）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの⑤別に厚生労働大臣が定める者であって、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号 第2号（③）、第3号（④）、第4号（⑤）参照※地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注1・平18厚告第556号第2号・平18厚告第556号第3号・平18厚告第556号第4号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）共生型生活介護サービス費（Ⅰ）については、指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において共生型生活介護を行った場合に1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| ２　生活介護サービス費 | 【指定生活介護】（３）共生型生活介護サービス費（Ⅱ）については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等において共生型生活介護を行った場合に1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（４）経過的生活介護サービス費については、平成24年3月31日において現に存していた旧指定知的障害児施設等に入所したもののうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者に対して、旧指定障害者支援施設基準の規定によりみなされた指定障害者支援施設において、指定サービスを行った場合に、利用定員に応じ、令和6年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| ３　機能訓練サービス費 | 【指定自立訓練（機能訓練）】（１）機能訓練サービス費(Ⅰ)については、指定サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第10の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）】（２）機能訓練サービス費(Ⅱ)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。）については、指定事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定サービスを行った場合に、個別支援計画に位置付けられた内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第10の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）】（３）機能訓練サービス費(Ⅱ)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合に限る。）については、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科の教科を履修した者（準ずる者も含む）が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして届け出た指定事業所において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第10の1の注2の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（機能訓練）】（４）共生型機能訓練サービス費については、共生型自立訓練（機能訓練）事業所において共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する共生型自立訓練（機能訓練）事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第10の1の注2の3 | □適□不適□該当なし |
| ４　生活訓練サービス費 | 【指定自立訓練（生活訓練）】（１）生活訓練サービス費(Ⅰ)については、指定サービス（指定宿泊型自立訓練を除く。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第11の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）】（２）生活訓練サービス費(Ⅱ)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。）については、指定事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定サービスを行った場合に個別支援計画に位置付けられた内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）】（３）生活訓練サービス費(Ⅱ)（視覚障害者に対する専門的訓練の場合に限る。）については、国立障害者リハビリテーションセンター視覚障害学科の教科を履修した者（準ずる者も含む）が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして届け出た指定事業所において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の1の注2の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定宿泊型自立訓練】（４）生活訓練サービス費(Ⅲ)については、指定事業所において、標準利用期間が2年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の1の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定宿泊型自立訓練】（５）生活訓練サービス費(Ⅳ)については、指定事業所において、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）】（６）共生型生活訓練サービス費については、共生型自立訓練（生活訓練）事業所において共生型自立訓練（生活訓練）を行った場合に1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する共生型自立訓練（生活訓練）事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第11の1の注4の2 | □適□不適□該当なし |
| ５　定員超過利用減算 | 【４事業共通】（１）指定事業所の利用者の数が次のイ又はロのいずれかに該当する場合、70/100を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。イ　過去3ヶ月間の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合①利用定員が11人以下　利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合②利用定員が12人以上　利用定員の数に125/100を乗じて得た数を超える場合ロ　1日の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合①利用定員が50人以下　利用定員の数に150/100を乗じて得た数を超える場合②利用定員が51人以上　利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に25/100を乗じて得た数に25を加えて得た数を超える場合 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注5・平18厚告第523号別表第10の1の注4・平18厚告第523号別表第11の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| ６　サービス提供職員欠如減算 | 【４事業共通】（共生型障害福祉サービスを除く）（１）第２の２及び３により置くべき従業者の員数を満たしていない場合、70/100（3ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注5・平18厚告第523号別表第10の1の注4・平18厚告第523号別表第11の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| ７　サービス管理責任者欠如減算 | 【４事業共通】（共生型障害福祉サービスを除く）（１）第２の４により置くべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、70/100（5ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注5・平18厚告第523号別表第10の1の注4・平18厚告第523号別表第11の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| ８　個別支援計画未作成減算 | 【４事業共通】（共生型障害福祉サービスを除く）（１）個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。①個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合　70/100②個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合　50/100 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注5・平18厚告第523号別表第10の1の注4・平18厚告第523号別表第11の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| ９　短時間利用減算 | 【指定生活介護】（１）前3月における指定事業所の利用者のうち、当該指定事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定事業所を利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定護事業所を利用した日数で除して得た時間）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合、70/100を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| 10　標準利用期間超過減算 | 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）利用者（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が法施行規則第6条の6第1号又は第2号に掲げる期間（標準利用期間）に6月間を加えて得た期間を超えている場合、95/100を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の6　法第5条第12項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。一　自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(以下「自立訓練(機能訓練)」という。)　1年6月間(頸けい髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、3年間)二　自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。)　2年間(長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあっては、3年間) | ・平18厚告第523号別表第10の1の注4・平18厚告第523号別表第11の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| 11　開所時間減算 | 【指定生活介護】（１）運営規程に定める営業時間が、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。①4時間以上6時間未満の場合　70/100②4時間未満の場合　50/100※営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれない。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| 12　定員が81人以上の事業所の場合 | 【指定生活介護】（１）一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定事業所において、指定生活介護を行った場合、991/1000を所定単位数（２～４）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注7 | □適□不適□該当なし |
| 13　医師配置がない場合 | 【指定生活介護】（共生型生活介護を除く）（１）医師が配置されてない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注8 | □適□不適□該当なし |
| 14　特別地域加算 | 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して指定サービスを行った場合にあっては、1回につき所定単位数（２～４）の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める地域…平21厚告第176号参照 | ・平18厚告第523号別表第10の1の注4の2・平18厚告第523号別表第11の1の注6の2・平21厚告第176号 | □適□不適□該当なし |
| 15　身体拘束廃止未実施減算 | 【４事業共通】（１）第4の45に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注8の2・平18厚告第523号別表第10の1の注4の3・平18厚告第523号別表第11の1の注6の3 | □適□不適□該当なし |
| 16　サービス管理責任者配置等加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（共生型障害福祉サービスのみ）（１）次の①及び②のいずれも満たすものとして届け出た事業所について、1日につき所定単位数を算定しているか。①サービス管理責任者を1名以上配置している。②地域に貢献する活動を行っている。 | ・平18厚告第523号別表第6の1の注8の3 | □適□不適□該当なし |
| 17　人員配置体制加算 | 【指定生活介護】（１）人員配置体制加算(Ⅰ)については、第２の２又は第４の48により置くべき従業者の員数の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を1.7で除した数以上であるとして届け出た指定サービス（障害者支援施設以外においては、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の60/100以上に限る）の単位において、指定サービスの提供を行った場合に、当該指定サービスの単位の利用定員に応じ、利用者（２(１)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。以下、（２）及び（３）において同じ。）に対して、1日につき所定単位数を加算しているか。※地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第6の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）人員配置体制加算(Ⅱ)については、第２の２又は第４の48により置くべき従業者の員数の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上であるとして届け出た指定サービス（障害者支援施設以外においては、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の50/100以上に限る）の単位において、指定サービスの提供を行った場合に、当該指定サービスの単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数を加算しているか。※地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※（１）を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の2の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（３）人員配置体制加算(Ⅲ)については、第２の２又は第４の48により置くべき従業者の員数の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を2.5で除した数以上であるとして届け出た指定サービスの単位において、指定サービスの提供を行った場合に、当該指定サービスの単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数を加算しているか。※地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※（１）又は（２）を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| 18　福祉専門職員配置等加算 | 【４事業共通】（１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、第２の２の生活支援員、第２の３の地域移行支援員又は第４の48により置くべき従業者（生活支援員等）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が35/100以上であるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の3の注1・平18厚告第523号別表第10の1の2の注1・平18厚告第523号別表第11の1の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が25/100以上であるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の3の注2・平18厚告第523号別表第10の1の2の注2・平18厚告第523号別表第11の1の2の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。①生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75/100以上であること。②生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30/100以上であること。※（１）又は（２）を算定している場合は、算定できない。※「3年以上従事」には、同一法人の経営する障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業等の職員として勤務した年数を含めることができる。 | ・平18厚告第523号別表第6の3の注3・平18厚告第523号別表第10の1の2の注3・平18厚告第523号別表第11の1の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| 19　常勤看護職員等配置加算 | 【指定生活介護】（１）常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)については、看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、当該指定サービスの単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。※（２）又は（３）を算定している場合は、算定できない※５～７のいずれかに該当する場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の3の2の注1・平18厚告第523号別表第6の3の2の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)については、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして届け出た指定事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し指定指定サービスを行った場合に、当該指定サービスの単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。※（３）を算定している場合は、算定できない※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号　第5号の2参照※５～７のいずれかに該当する場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の3の2の注2・平18厚告第523号別表第6の3の2の注4・平18厚告第556号第5号の2 | □適□不適□該当なし |
| 19　常勤看護職員等配置加算 | 【指定生活介護】（３）常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)については、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして届け出た指定事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し指定指定サービスを行った場合に、当該指定サービスの単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号　第5号の2参照※５～７のいずれかに該当する場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の3の2の注3・平18厚告第523号別表第6の3の2の注4・平18厚告第556号第5号の2 | □適□不適□該当なし |
| 20　地域移行支援体制強化加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）地域移行支援員の配置について、次の①及び②のいずれもに該当するものとして届け出た指定事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、所定単位数を加算しているか。①地域移行支援員の員数が、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上配置されていること。②地域移行支援員のうち、1人以上が常勤であること。 | ・平18厚告第523号別表第11の1の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 21　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 【４事業共通】（１）視覚障害者等（視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者）である指定サービスの利用者（４（２）又は（３）の生活訓練サービス費（Ⅱ）が算定されている利用者を除く。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定サービスの利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、各指定基準に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして届け出た事業所事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の4の注・平18厚告第523号別表第10の2の注・平18厚告第523号別表第11の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 22　初期加算 | 【４事業共通】（１）指定事業所において、指定サービスを行った場合に、指定サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の5の注・平18厚告第523号別表第10の3の注・平18厚告第523号別表第11の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 23　訪問支援特別加算 | 【指定生活介護】（１）指定事業所において継続して指定サービスを利用する利用者について、連続した5日間、当該指定サービスの利用がなかった場合において、指定事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定事業所における指定サービスの利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、個別支援計画に位置付けられた内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の6の注 | □適□不適□該当なし |
| 24　欠席時対応加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）指定事業所において指定サービスを利用する利用者（当該指定障害者支援施設に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定サービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合であって、利用予定日の2日前から当日に連絡があった場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。※急病等によりその利用を中止した前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能。※電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定サービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することが必要。 | ・平18厚告第523号別表第6の7の注・平18厚告第523号別表第10の4の注・平18厚告第523号別表第11の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 25　重度障害者支援加算 | 【指定生活介護】（１）重度障害者支援加算(Ⅰ)については、17（１）の加算及び19（３）の加算を算定している指定事業所であって、重度心身障害者が2名以上利用しているものとして届け出た指定事業所において、指定サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。※指定障害者支援施設においては、施設入所者に対しては算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の7の2の注1、注5 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次の①及び②のいずれもに該当するものとして届け出た指定事業所において、指定サービスの提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が1人以上利用していること。②従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第22号参照※指定障害者支援施設においては、施設入所者に対しては算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第6の7の2の注2、注5・平18厚告第543号第22号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（３）（２）の加算が算定されている指定事業所において、各指定基準に掲げる人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を1以上配置（加配対象者）しているものとして届け出た指定事業所において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（加配対象者に限らない）が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定サービスを行った場合に、更に1日につき所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第22号参照※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（加配対象者に限らない）1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については算定しない。 | ・平18厚告第523号別表第6の7の2の注3・平18厚告第543号第22号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（４）（３）の加算が算定されている指定事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の7の2の注4 | □適□不適□該当なし |
| 26　リハビリテーション加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）】（１）リハビリテーション加算(Ⅰ)については、次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして届け出た指定事業所において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。②利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定サービスを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。③利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。④指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。⑤④に掲げる利用者以外の利用者について、従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 | ・平18厚告第523号別表第6の8の注1・平18厚告第523号別表第10の4の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）】（２）リハビリテーション加算(Ⅱ)については、（１）①から⑤までのいずれも満たすものとして届け出た指定事業所において、（１）に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の8の注2・平18厚告第523号別表第10の4の2の注2 | □適□不適□該当なし |
| 27　医療連携体制加算 | 【指定自立支援（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（１）医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所（45の看護職員配置加算を算定している事業所を除く。（２）及び（３）において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の4の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（２）医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の4の2の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（３）医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の4の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| 27　医療連携体制加算 | 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（４）医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号第5の7号参照※（１）から（３）までのいずれかを算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の4の2の注4・平18厚告第556号第5の7号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（５）医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の4の2の注5 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（６）医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）から（４）までのいずれかを算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の4の2の注6 | □適□不適□該当なし |
| 28　個別計画訓練支援加算 | 【指定自立訓練（生活訓練）】（１）次の①から⑤までの基準のいずれも満たすものとして届け出た指定事業所について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第１における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。②利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定サービスを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。③利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。④指定障害者支援施設に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。⑤④に掲げる利用者以外の利用者については、従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。 | ・平18厚告第523号別表第11の4の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 29　短期滞在加算 | 【指定自立訓練（生活訓練）】（１）次のイ又はロのいずれかに該当しているものとして届け出た指定事業所が、利用者(４（４）の生活訓練サービス費(Ⅲ)又は４（５）の生活訓練サービス費(Ⅳ)を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。イ　短期滞在加算（Ⅰ）を算定する場合①居室の定員が4人以下であること②居室のほか次に掲げる施設を有していること・浴室・洗面設備・便所・その他サービスの提供に必要な設備③日照、採光、換気塔利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること④夜間の時間帯を通じて、生活支援員が1人以上配置されていることロ　短期滞在加算（Ⅱ）を算定する場合①イの①～③に掲げる基準を満たしていること②夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること | ・平18厚告第523号別表第11の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 30　日中支援加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）指定事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 31　通勤者生活支援加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）指定宿泊型自立訓練の利用者のうち50/100以上の者が通常の事業所に雇用されているとして届け出た指定事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 32　入院時支援特別加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該宿泊型自立訓練を行う指定事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下及び33の長期入院時支援特別加算において同じ。）への入院を要した場合に、従業者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 33　長期入院時支援特別加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、従業者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。※32の入院時支援特別加算が算定される月は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 34　帰宅時支援加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。35の長期帰宅時支援加算において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の6の注 | □適□不適□該当なし |
| 35　長期帰宅時支援加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか（継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。）。※34の帰宅時支援加算が算定される月は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の7の注 | □適□不適□該当なし |
| 36　地域移行加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）利用期間が1月を超えると見込まれる利用者（利用期間が2年を超える者を除く。）の退所に先立って、指従業者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中2回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。※利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の8の注 | □適□不適□該当なし |
| 37　地域生活移行個別支援特別加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）次のイに該当しているものとして届け出た指定事業所が、次のロに該当する利用者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。イ　次の①～④のいずれにも該当している①第２の２（9）により置くべき生活支援員に加え、ロに該当する利用者に対する生活支援員を配置することが可能であること。②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格を有する者が配置されているとともに、ロに該当する利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること③従業者に対し、医療保護法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること④保護観察所、更生保護所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。ロ　次の①又は②のいずれかに該当する者①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者②矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後3年を経過していない者 | ・平18厚告第523号別表第11の5の9の注 | □適□不適□該当なし |
| 38　精神障害者地域移行特別加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして届け出た指定事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し、個別支援計画作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。※37の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の5の10の注 | □適□不適□該当なし |
| 39　強度行動障害者地域移行特別加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）次の①及び②のいずれにも該当しているものとして届け出た指定事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。①サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置していること②生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の割合が20/100以上であること※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号第29号参照 | ・平18厚告第523号別表第11の5の11の注・平18厚告第543号第29号 | □適□不適□該当なし |
| 40　利用者負担上限額管理加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の9の注・平18厚告第523号別表第10の5の注・平18厚告第523号別表第11の6の注 | □適□不適□該当なし |
| 41　食事提供体制加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）】（１）低所得者等であって個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、当該事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして届け出た指定事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の10の注・平18厚告第523号別表第10の6の注 | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練】（２）食事提供体制加算(Ⅰ)については、低所得者等（29の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして届け出た指定事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の7の注１ | □適□不適□該当なし |
| 【指定自立訓練（生活訓練）】（３）食事提供体制加算(Ⅱ)については、低所得者等であって個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（(１)に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。）に対して、指定事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして届け出た指定事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の7の注2 | □適□不適□該当なし |
| 42　延長支援加算 | 【指定生活介護】（１）運営規程に定められている営業時間が8時間以上であり、8時間以上の営業時間の前後の時間（延長時間帯）において指定サービスを行い、当該延長時間帯に指定基準の規定より置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1以上配置しているものとして届け出た指定事業所において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、個別支援計画に基づき指定サービスを行った場合に、当該指定サービスを受けた利用者に対し、当該指定サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の11の注 | □適□不適□該当なし |
| 43　精神障害者退院支援施設加算 | 【指定自立訓練（生活訓練）】（１）次のイ又はロのいずれかに該当しているものとして届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下において同じ。）の精神病床を転換して指定サービス又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定事業所又は指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所（精神障害者退院支援施設）である指定事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）を算定する場合①利用定員・病床転換型　4人以下・病床転換型以外　原則として個室②居室の定員・病床転換型　20人以上60人以下・病床転換型以外　20人以上30人以下③利用者1人当たりの居室の床面積・病床転換型　6㎡以上・病床転換型以外　8㎡以上④居室のほか次に掲げる施設を有していること・浴室・洗面設備・便所・その他サービスの提供に必要な設備⑤日照、採光、換気塔利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること⑥夜間の時間帯を通じて、生活支援員が1人以上配置されていることロ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）を算定する場合①イの①～⑤に掲げる基準を満たしていること②夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること | ・平18厚告第523号別表第11の8の注 | □適□不適□該当なし |
| 44　夜間支援等体制加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（１）夜間支援等体制加算(Ⅰ)については、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の9の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定宿泊型自立訓練】（２）夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして市が認めた指定事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）の算定対象となる利用者には、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の9の注2 | □適□不適□該当なし |
| 44　夜間支援等体制加算 | 【指定宿泊型自立訓練】（３）夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているしているものとして市が認めた指定事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）又は（２）の算定対象となる利用者には算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第11の9の注3 | □適□不適□該当なし |
| 45　看護職員配置加算 | 【指定自立訓練（生活訓練）】（１）看護職員配置加算(Ⅰ)については、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の10の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定宿泊型自立訓練】（２）看護職員配置加算(Ⅱ)については、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして届け出た指定事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第11の10の注2 | □適□不適□該当なし |
| 46　送迎加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）指定事業所が当該指定事業所において行われる指定サービスの利用につき利用者の送迎を行った場合であり、次のイ及びロのいずれかに該当する送迎を実施しているものとして届け出た指定事業所(国又は地方公共団体が設置する指定事業所(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定事業所との間の送迎を行った場合に、片道につきそれぞれの所定単位数を加算しているか。イ　送迎加算（Ⅰ）を算定する場合　①及び②のいずれにも該当①原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（利用定員20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の50/100以上）の利用者が利用している②原則として、当該月において、主3回以上の送迎を実施していることロ　送迎加算（Ⅱ）を算定する場合　（１）の①又は②のいずれかに該当 | ・平18厚告第523号別表第6の12の注1・平18厚告第523号別表第10の7の注1・平18厚告第523号別表第11の11の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護】（２）（１）の送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の60/100以上であるものとして届け出た指定事業所において、利用者に対して、その居宅等と指定護事業所との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の12の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（３）指定事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する建物との間で指定事業所利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の12の注3・平18厚告第523号別表第10の7の注2・平18厚告第523号別表第11の11の注2 | □適□不適□該当なし |
| 47　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及び障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設において指定サービスを利用する利用者が、指定地域移行支援の障害支援福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護又は訓練等の支援を行った場合②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 | ・平18厚告第523号別表第6の13の注1・平18厚告第523号別表第10の8の注1・平18厚告第523号別表第11の12の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（２）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の13の注2・平18厚告第523号別表第10の8の注2・平18厚告第523号別表第11の12の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（３）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の13の注3・平18厚告第523号別表第10の8の注3・平18厚告第523号別表第11の12の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（４）（２）又は（３）が算定されている指定障害者支援施設が、運営規程において当該指定障害者支援施設が地域生活拠点等であることを定めているとして届け出た場合に、更に1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の13の注4・平18厚告第523号別表第10の8の注4・平18厚告第523号別表第11の12の注4 | □適□不適□該当なし |
| 48　社会生活支援特別加算 | 【指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）次のイに該当しているものとして届け出た指定事業所が、次のロに該当する利用者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。イ　次の①～④のいずれにも該当している①第２の２又は第２の３により置くべき従業者に加え、ロに該当する利用者に対する生活支援員を配置することが可能であること。②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格を有する者が配置されているとともに、ロに該当する利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること③従業者に対し、医療保護法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること④保護観察所、更生保護所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。ロ　次の①又は②のいずれかに該当する者①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者②矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後3年を経過していない者 | ・平18厚告第523号別表第10の8の2の注・平18厚告第523号別表第11の12の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 49　就労移行支援体制加算 | 【指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）】（１）指定事業所における指定サービスを受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして届け出た指定生活介護事業所等において、指定サービスを行った場合に、1日につき当該指定サービスのあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第6の13の2の注・平18厚告第523号別表第10の8の3の注・平18厚告第523号別表第11の12の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 50　福祉・介護職員処遇改善加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 （指定生活介護）第18号、（指定自立訓練（機能訓練））第27号、（指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練）第30号参照 | ・平18厚告第523号別表第6の14の注・平18厚告第523号別表第10の9の注・平18厚告第523号別表第11の13の注・平18厚告第543号第18号、第27号、第30号 | □適□不適□該当なし |
| 51　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 （指定生活介護）第19号、（指定自立訓練（機能訓練））第28号、（指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練）第31号参照 | ・平18厚告第523号別表第6の15の注・平18厚告第523号別表第10の10の注・平18厚告第523号別表第11の14注・平18厚告第543号第19号、第28号、第31号 | □適□不適□該当なし |
| 52　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 【４事業共通】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 （指定生活介護）第19号の2、（指定自立訓練（機能訓練））第28号の2、（指定自立訓練（生活訓練）、指定宿泊型自立訓練）第31号の2参照 | ・平18厚告第543号第19号の2、第28号の2、第31号の2 | □適□不適□該当なし |

第８　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　業務管理体制の整備 | （１）業務管理体制を整備し、届出をしているか。①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出③指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

 | ・法第51条の2第2項・法施行規則第34条の27、28 | □適□不適 |